方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BZ　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00062

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00066

CA　沖縄北部連携促進特別振興事業に係る経費に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CB　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00062

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00066

CC　アイヌ政策推進交付金事業に係る経費に充てるため令和元年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

CD　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00062

イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00066

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}720\text{円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金

算式Ⅲ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{1{,}740\text{円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が 0.750 に満たないときは 0.750 とする。

また、平成 28 年度において発行について同意又は許可を得た歳入欠かん債（平成 28 年熊本地震による災害に係るものを除く。）については、$\alpha \times 0.475$ が 0.570 に満たないときは 0.570 とする。

ただし、それぞれの災害について、同意等年度ごとに算出し、合算することとする。

算式Ⅲの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成 28 年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金